

伊国情審第2号
令和6年6月3日

伊豆の国市長 山下 正行 様

伊豆の国市情報公開・個人情報保護審査会

会長 水口 始

答 申

令和6年4月8日付け伊国行経第33号にて諮問のありました令和6年2月19日付けの伊豆の国市長に対する審査請求について、伊豆の国市情報公開・個人情報保護審査会による審議の結果、別紙のとおり答申します。

諮問庁：伊豆の国市長

諮問日：令和6年4月8日

答申日：令和6年6月3日

事件名：審査請求人の生活保護開始決定から廃止決定までの打合せ、申請、開始決定、廃止決定に係る書類等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

本件開示請求に対し、一部を不開示とした原処分について、開示請求者以外の個人の印影を開示しない部分としたことのうち、公務員の印影については開示すべきであり、それ以外は不開示とする原処分の一部維持（審査請求の一部認容）とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「伊豆の国市長の令和6年2月15日付け伊国社福第310号・伊国相セ第59号による審査請求人に対する保有個人情報の開示に関する処分のうち開示しない部分及び理由欄開示請求者以外の個人の印影に関する部分を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

本件処分のうち、開示しない部分及び理由欄開示請求者以外の個人の印影に関する部分を開示しないことは、次の理由により、明らかに違法である。

伊豆の国市長は、理由の中で「個人の印影は、開示することにより印影を複製されるなど」としている。しかしながら、今回の開示請求は、対象文書の閲覧を求めたものであり、複製を求めたものではない。これは、開示に係る文書などがどの程度あるか不明であったため、複製にするとその実費の額がどの程度になるかわからなかったため、閲覧後、その複製を求めようとしたからである。

伊豆の国市長は、「印影を複製されるなど」と述べているが、閲覧のみで印影が複製される可能性はない。閲覧して写真撮影することも考えられるが、そのような場合は、あらかじめ写真撮影を禁止すれば複製される可能性はない。よって、複製が不可能であるのだから、犯罪に利用される可能性もなく、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれもない。

以上の点から、本件処分のうち開示しない部分及び理由欄開示請求者以外の個人の印影に関する部分の取消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年1月31日付けで、処分庁に対して、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が令和6年2月15日付け伊国社福第310号・伊国相セ第59号により原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和6年2月19日付けで本件審査請求を提起したものである。
- (3) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性について改めて慎重に精査し、本件審査請求については一部を除き妥当であると認められるので、本件審査請求の一部を認容する裁決とすることについて、伊豆の国市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し、処分庁は、該当する文書を特定し、その一部を開示する決定を行った。文書を一部不開示とした理由は、開示請求者以外の氏名については個人に関する情報であり公にすることにより権利利益を害するおそれがあるためとし、開示請求者以外の個人の印影については開示することにより印影を複製されるなどの犯罪に利用させる可能性もあり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるためである。

3 諮問庁としての考え方

審査請求人の主張について再度検討した結果、本件一部開示決定の原処分を変更することが相当と判断し、本件審査請求の一部を認容することが妥当であ

る。

4 理由

- (1) 開示しないものとした開示請求者以外の個人の印影の一部取消しについて

開示請求者以外の個人の印影のうち公務員の印影は、公文書の回議・決裁を行ったことを示すため等に押捺された印影であり、当該公務員の職務遂行の内容に係る部分に該当すると判断できることから、公務員の印影は、開示しないとした開示請求者以外の個人の印影から除き、開示するものとする。

- (2) 開示請求者以外の個人の印影を開示しない理由の訂正について

① 医師の印影について

開示請求者以外の個人の印影のうち医師の印影は、診断書や意見書等に押捺された印影であり、特定の相手に提出することを予定したものであり、医師の作成名義及び記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的な機能だけでなく、医師が職務上作成する文書に用いられるものであり、当該医師の社会生活上重要な機能を有するものと考えられるため、この印影が広く開示された場合、診断書等の作成に悪用される等により医師個人の権利利益を害するおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当すると判断し、不開示とするものとする。

② 公務員及び医師以外の個人の印影について

開示請求者以外の個人の印影のうち公務員及び医師以外の個人(以下「その他の者」という。)の印影は、個人が所有する印鑑を押捺したものと推測され、当該印鑑が個人の実印や金融機関届出印である可能性もあり、また、日常生活上の簡単な契約書や申込書に使用されている可能性があり、印影が開示された場合、その印影や印影から顕出した印鑑が偽造、悪用される等により、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当すると判断し、不開示とするものとする。

- (3) 印影を複製される可能性の有無について

審査請求人は、「閲覧のみで印影が複製される可能性はない。閲覧して写真撮影することも考えられるが、そのような場合は、あらかじめ写真撮影を禁止すれば複製される可能性はない」との主張は認められるが、閲覧時の写真

撮影を制限していなかったため、撮影した写真から印影を複製する可能性も完全には否定することはできないことから、開示請求者以外の印影は開示しないものとした。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人の主張の一部は認容されるべきであり、処分庁における原処分を変更することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年4月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から弁明書を收受
- ③ 同日 審議
- ④ 令和6年5月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法78条第1項第7号ロに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分及び理由欄の開示請求者以外の個人の印影に関する部分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を再検討した結果、原処分を変更することが妥当としていることから、以下、審査請求人が開示すべきとしている部分の開示・不開示情報の該当性について検討する。

2 開示・不開示情報該当性について

(1) 開示情報該当性について

公務員の印影は、公文書の回議・決裁を行ったことを示すため等に押捺された印影であり、当該公務員の職務遂行の内容に係る部分に該当すると推認でき、法第78条第1項第2号ハに該当するものと判断できることから、公務員の印影は、開示しないとした開示請求者以外の個人の印影から除き、開示

するものと認められる。

(2) 不開示情報該当性について

請求人及び公務員以外の印影は、法第 78 条第 1 項第 2 号による開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると判断できることから、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件開示請求に対し、一部を不開示とした原処分について、開示請求者以外の個人の印影を開示しない部分としたことのうち、公務員の印影については開示すべきであり、それ以外は不開示とする原処分の一部維持（審査請求の一部認容）とした決定は、妥当であると判断した。

伊豆の国市情報公開・個人情報保護審査会

会長 水口 始

委員 小宮山 克己

委員 野中 房代

委員 山田 智子